

## 「もったいない山形協力店」登録事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「ごみゼロやまがた」の実現に向けて、事業者のごみ削減・リサイクルの取組を推進するとともに、消費者が応援する雰囲気づくりを行うことを目的とする。

### (協力店)

第2条 「もったいない山形協力店」(以下「協力店」という。)は、山形県内で営業を行っている飲食店、宿泊施設、小売店・スーパーであって、「もったいない山形協力店」登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲げる取組区分のいずれかを合わせて2項目以上取り組んでいる、又は取り組むものをいう。

### (登録)

第3条 協力店の登録を受けようとする事業者は、申込書を作成し、ごみ削減のために既に取り組んでいる項目又は取り組む項目(以下「取組項目」という。)を明記して、県に提出するものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する事業所は、登録の対象にしない。

2 申込書は協力店の登録を受けようとする店舗及び事業所毎に提出するものとする。ただし、所在地の異なる店舗を2以上有する事業者にあつては、複数の店舗をまとめて申し込むことができるものとする。複数の店舗をまとめて申し込む場合には、店舗名を様式第1号の別紙に明記することとする。

3 県は、申込書の内容を審査の上、登録する。

4 県は、協力店の登録をしたときは、協力店であることを示すステッカー又はポスター等の啓発物を交付するものとする。

5 協力店の登録内容については、県のホームページで紹介する。なお、協力店は申込みの時点で登録内容を県のホームページへ掲載することに承諾したものとみなす。

6 協力店は、広告物等において「もったいない山形協力店」の名称及びごみゼロやまがた県民運動キャラクター「ごみゼロくん」の画像を使用することができる。

7 登録の有効期間は、登録日から3年を経過する日の属する月の末日までとする。

### (登録の更新)

第4条 第3条第7項の有効期間は、当該有効期間の満了日の10日前までに、協力店から次条に定める登録中止の申し出がない限り、自動的に更新することとする。

2 更新された登録の有効期間は、従前の登録の有効期間における満了日の翌日から起算して3年間とする。

### (登録の変更・中止)

第5条 協力店の代表者は、登録内容において変更があつた場合又は登録を中止したい場合には、「もったいない山形協力店」登録変更・中止届(様式第2号)を県に提出するものとする。

る。

(協力店の責務等)

第6条 協力店は、県が交付するステッカー又はポスター等の配付物を掲示するものとする。

- 2 協力店は、ごみの減量化及びリサイクルの促進に配慮した活動に努めるものとする。
- 3 協力店は、県が実施する協力店に対するアンケートや調査等への協力に努めるものとする。

(報告、助言及び指導)

第7条 県は、この要綱の実施に必要な限度において、協力店に対して報告を求め、又は助言、指導することができる。

(登録の取消し)

第8条 県は、協力店が次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第3項の登録を取り消すことができる。

- (1) 協力店が、廃業し、又は転出したことが確認された場合
- (2) 第2条但し書きに該当する場合
- (3) 県が第7条に基づく助言、指導を行っても、協力店が登録内容の取組を実施していないと認められた場合
- (4) 協力店が、本事業の信用を失墜させる行為を行った場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

この要綱は、平成29年10月26日から施行する。

この要綱は、平成30年5月17日から施行する。

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

この要綱は、令和5年6月7日から施行する。

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

この要綱は、令和6年6月18日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。